

入札書及び委任状の記載方法について

<入札書の日付について>

入札書の日付は、原則として入札書を作成した日（入札書提出期限の同日以前）を記載してください。

<委任状の日付について>

委任状の日付は、委任状を作成した日を記載してください。

委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできませんので、委任状の日付は入札書作成日の同日以前となります。

<開札の立ち会いについて>

開札の立ち会いは、原則として入札者(代理人及び復代理人を含む。以下同じ。)のみ行うことができます。

なお、本入札は入札書等提出期限をあらかじめ定め、送付による提出を認めており、原則として立ち会いは不要となります。

また、総合評価方式であり、開札日当日に落札決定には至らないことを踏まえ、立ち会いを行うか否かご検討ください。

※ 開札日当日、やむを得ない事情により入札者が立ち会うことができず、別の方による立ち会いを希望する場合は、別添の「開札立ち会いに関する委任状」をご持参ください。（当該委任状をお持ちでない場合は、入札者以外の方は開札に立ち会うことはできません。また、当該様式以外の委任状をご持参いただいた場合、その記載内容により立ち会いをお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

以上のほか、入札書の記載方法等、一般的なご質問については、下記連絡先までお問い合わせください。

<連絡先> 札幌市財政局管財部契約管理課 電話 011-211-2152